

議案第32号

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 31,000円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 40,900円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 47,000円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 57,900円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 68,200円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 81,800円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 88,600円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 102,300円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 115,900円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 129,500円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 143,200円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 156,800円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 163,600円

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度までの各年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「20,500円」を「19,400円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度までの各年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「20,500円」を「19,400円」に、「27,300円」を「27,200円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度までの各年度」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「20,500円」を「19,400円」に、「47,800円」を「46,700円」に改める。

第9条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、

「若しくは第5号ロ又は第7条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第5号まで及び第7条第1項第6号から第11号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第14条第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表軽度生活援助事業の項を削り、同表生きがい活動支援通所事業の項中「

在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、居宅に閉じこもりがちなもの	保健福祉センター等で、日常動作訓練、健康体操、趣味活動等の生きがい活動を提供する。	事業の実施に係り必要となる材料費等の実費
	ふれあいセンター福寿で、日常動作訓練、健康体操、給食、趣味活動等の生きがい活動を提供する。	1回につき950円

を

「

在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、居宅に閉じこもりがちなもの	保健福祉センター等で、日常動作訓練、健康体操、趣味活動等の生きがい活動を提供する。	事業の実施に係り必要となる材料費等の実費
--	---	----------------------

に

」

改め、同表備考2中「軽度生活援助事業及び」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幕別町総合介護条例第7条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。